

## 由利本荘市観光協会ホームページバナー広告仕様ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、由利本荘市観光協会（以下、「観光協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下、「観光協会ホームページ」という。）へ掲載されるバナー広告の仕様について、「由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱」に規定する事項のほか、ホームページのデザインコンセプト及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

### (視認性)

第2条 利用者にとり広告内容が明確となるように、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 文字と背景の明度差は充分に取ること。
- (2) 模様のある背景を使用する場合は、文字を縁取るなどし、読みやすく配慮すること。
- (3) 画像の圧縮については、鮮明に見える処理を施すこと。

### (観光協会ホームページコンテンツとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が観光協会ホームページにおけるコンテンツの一部であると誤認するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 観光協会ホームページのパーツ（ボタン、タブ、リンクに係る表現等。）に類似する図柄、色調、字体等のデザイン。
- (2) 利用者が観光協会の事業であると誤認しやすい文言。
- (3) 外周に枠を設けない白地背景またはアルファチャンネルを用いた透明背景。

### (禁止事項)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者に、その意思に反する動作を誘発し、あるいは誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「次へ」「続きを見る」「はい」「いいえ」等、ホームページ仕様上の指示と誤認されるおそれのある表現。
- (2) 基本ソフト及びウェブブラウザのユーザーインターフェースに著しく類似したボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等の表現。
- (3) 警告表示またはそれに類する表現。

### (アニメーションPNG)

第5条 アニメーションPNGは禁止する。

### 附則

このガイドラインは、平成23年2月1日から施行する。